

第1部 計画の基本的事項

第1部 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成26年10月1日現在の石川県の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は27.1%となっています。いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で、安全で安心な生活を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

また、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加、高齢者虐待の防止や権利擁護、介護サービスの担い手となる人材の確保、あるいは介護給付費の増加など、さまざまな課題への対応が必要となっています。

この計画は、こうした様々な課題に対し、県の目指すべき基本的な施策目標を定め、施策の方向を明らかにするものです。

2 計画の基本理念

- 21世紀の超高齢社会が明るく活力ある長寿社会であるよう、可能な限り健康で生きがいをもって社会参加ができる環境づくりを進めます。
- 住み慣れた地域や家庭における継続かつ安定した生活の確保を目指し、医療と介護の連携のとれた支援体制の整備を進めます。
- 地域において生活全般にわたる支援体制が整備されるよう、公的なサービスの充実と、住民をはじめとする多様な主体が支え合う安全で安心に暮らせる地域社会づくりを進めます。
- 高齢者の尊厳と権利が守られるよう、利用者の立場に立った多様なサービスの提供と自立した日常生活の営みへの支援を進めます。

3 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく「介護保険事業支援計画」を一体的に策定するものです。

4 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

5 計画圏域の設定

本計画では、広域的見地から施策の推進を図るため、広域的な利用となる介護保険施設等の整備目標を定める単位としての介護保険及び老人福祉の計画圏域を設定するものとし、本計画の推進に不可欠である医療サービス・医療資源との整合性を勘案し、「石川県医療計画」に規定する二次医療圏にその圏域を合致させ次の4圏域としています。

圏域名	市町名
南加賀	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川中央	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
能登中部	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

6 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政をはじめ、住民や介護サービス事業者、保健・医療・福祉関係団体等が地域において、それぞれの役割を分担し、相互に協力していくことが重要です。

○県の役割

市町が実施する高齢者福祉施策を支援するとともに、広域的あるいは専門的・技

術的な指導や助言などを行います。また、地域の高齢者福祉施策が円滑に実施されるよう、必要な場合には国に対して制度改正や規制緩和などについて働きかけを行います。

○市町の役割

地域住民に最も近い立場から、住民ニーズを的確に把握し、高齢者福祉を増進していく役割を担っています。また、高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して生活を送るための環境整備を進めていく必要があります。

○住民の役割

地域福祉の充実には、その地で生活する住民一人ひとりの役割が重要です。地域の福祉水準の向上のために、さまざまな情報の交換やボランティア活動等への自発的・自主的な参加が期待されます。

○介護サービス事業者の役割

介護サービスを提供する事業者は、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、自らも、サービスの資質向上のための取り組みを積極的に行うことが求められます。

○関係団体等の役割

保健・医療・福祉の各種団体が積極的に福祉活動に取り組み、地域福祉の主体となることが期待されます。

介護保険・老人福祉圏域

